

京都市勸修老人デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人勸修福社会が開設する京都市勸修老人デイサービスセンター（以下「事業所」という。）は要介護状態及び要支援状態（介護予防）、総合事業介護予防型デイサービス対象にある居宅における高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、利者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供を務めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及びその他の居宅介護事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名称 京都市勸修老人デイサービスセンター

②所在地 京都市山科区栗栖野打越町17番地

(従業者の職業、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）
生活相談員は利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。

- (3) 介護職員 5名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。

- (4) 看護職員 1名以上（毎日1名以上配置する。）
利用者の健康管理業務等を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日～1月3日まで及び日曜日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時40分から午後5時40分までとする。
- (3) 利用者の利用所要時間は（施設滞在時間）は7時間以上8時間未満利用する事ができるようにサービスの内容を充実させることとする。
但し、利用者の希望等で、必要に応じた利用時間とすることができる。

（通所介護及び総合事業の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

利用定員 1日35名 要介護者及び要支援者、総合事業含む

（通所介護及び総合事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 通所介護及び総合事業の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- ① 通所介護計画及び介護予防型サービス計画、総合事業の作成。
 - ② 入浴及び食事の提供とその介護並びにその他の日常生活の世話及び日常生活行為向上支援。
 - ③ 機能訓練の実施。
- 2 通所介護及び総合事業を提供した場合の利用料（自己負担）は、厚生労働大臣が定める基準にさだめるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 3 前項のほか、次の費用は利用者の負担とする。
- ① 利用者の選定に係る通常的时间を超える通所介護及び介護予防通所介護、総合事業に要する費用で前項の基準額を超える費用。

- ② その他日常生活等においても通常必要となる費用。
 - ③ 食事代等（昼食代、喫茶飲み物代） 750円 （おやつ代） 100円
 - ④ 本人の希望、同意による特別なレクリエーション等の創作活動の材料費。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に説明し、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

通常の事業の実施地域は京都市山科区域内とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、サービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主事の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族、利者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事故の状況や事故に際してとった処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 サービス利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

事業の提供に当たっては通所介護計画及び介護予防型サービス計画（総合事業含）を作成し、通所介護計画及び介護予防型サービス計画（総合事業含）に基づき利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。

②事業者の従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

③事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

④常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要なサービスを利用者の要望に応じて適切に提供する。特に認知症老人に対しては必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整える。利用者は通所介護計画及び介護予防通所介護計画（総合事業含）の作成に参画し、日常生活の世話及び機能訓練を通じて自立した生活ができるように努めるものとする。

- ⑤ 通所介護及び介護予防通所介護（総合事業含）の利用にあたって、喧嘩、暴行等他人に著しく迷惑を及ぼすなど秩序を乱す行為をしてはならないものとする。
- ⑥ 利用者と利用契約書を作成し、利用者と事業所が各々一部ずつ保管するものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（個人情報の保護）

第12条 事業所の従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- ②事業所の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- ③サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意書を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意書をえることとする。
- ④ の規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は社会福祉法人勸修福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- ⑤ サービス提供に関する記録の保存は、介護報酬が過大請求に係る消滅時効を5年間とする。

（苦情処理）

第13条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- ② 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③ 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（衛生管理等）

第14条 利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生

的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施する。

(虐待の防止)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施する。
 - ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等
高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場
合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(付則)

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。